安全キャビネット保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、長崎県環境保健研究センター3階、ウイルス検査室、細菌第1検査室、細菌第2検査室、遺伝子第1検査室、保健第1実験室、保健第2実験室および電子顕微鏡室に設置してある安全キャビネット9台の保守業務に関するものである。

なお、この仕様書中、甲は長崎県環境保健研究センター所長、乙は保守業務請負業者を表すものとする。

1 対象機器 安全キャビネット保守点検業務委託

2 委託場所 長崎県大村市池田二丁目 1306 番地 11

長崎県環境保健研究センター(以下「当センター」という。)

【3階】

ウイルス検査室、細菌第1検査室、細菌第2検査室、 遺伝子第1検査室、保健第1実験室、保健第2実験室、 電子顕微鏡室

3 契約期間 契約締結日から令和8年3月19日まで。

4 契約の方法 資材・労力・運搬とも一式請負とする。

5 保守物件

設置場所	機種(メーカー)	数量
ウイルス検査室	SCV-1006ECII(日立)	1 台
	SCV-1306ECII(日立)	1 台
細菌第1検査室	MHE-130AB3 (P H C)	1 台
細菌第2検査室	SCV-1306ECIIAB (日立)	1 台
	MHE-130AB3 (P H C)	1 台
遺伝子第1検査室	SCV-1606ECIIAB (日立)	1 台
保健第1実験室	SCV-1306ECIIAB (日立)	1台
保健第2実験室	BHC-1006IIA2S (日本エアーテック)	1 台
電子顕微鏡室	SCV-1006ECIIAB (日立)	1台

6 保守業務内容

5項に示した各安全キャビネットについて滅菌消毒を行うとともに機器の点検、調整、 清掃並びに下記に定める性能試験を行うものとする。

なお、HEPAフィルターの交換を行った場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 等、関連法令に基づいた適切な処分を行うこと。

- (1) HEPA フィルターの透過率
- (2)送風機の性能
- (3)気流バランス
- (4)風速(吹き出し風速、流入風速、開口当たり平均排気風量)

7 保守業務に伴う付帯条件

- (1) 乙は各メーカーの専門技術者を派遣し、機器の滅菌消毒・調整・点検・必要な消耗部品の交換を行い、常時安全かつ良好な稼働状況を保ち、その機能が十分発揮出来るよう保守業務を実施すること。
- (2) 乙はその判断により必要と認めたときは、甲の承諾を得てHEPA フィルター等必要な部品の取替え等を行うこと。

なお、修理または部品の取替えは、機器を常時使用する場合に当然生じるべき摩 耗及び破損に限るものとし、発注者の不注意もしくは不適当な使用管理、その他受 注者の責によらない事由によって生じたものは、含まれないものとする。

- (3)保守業務場所は、インフルエンザ等の病原体を取り扱う気密性・空気清浄度の高い P2 仕様実験室(ウイルス検査室内ウイルス培養室等)が含まれているため、気密性並びに空気清浄度(クラス 100,000)等の実験室の持つ機能を損失させることがないように十分考慮して保守業務を行い、その機能の維持を図ること。また、乙は保守を行う者に対して、このことを十分に周知すること。
- (4) 乙は保守業務後、気密性及び空気清浄度(クラス 100,000)等の実験室の機能について損失したと認められる場合は、速やかにその機能について回復を図ること。
- (5) 乙は保守業務の実施に際し、職員等の妨げにならないよう安全を重視して行うこと。また、対象機器以外の機器等には触れないこと。

8 作業時間

仕様書で定めた全ての保守業務等は、甲から特に指定がない限り、甲の通常勤務日の 就業時間内に実施するものとする。

なお、甲の通常勤務日は、平日(月曜日から金曜日)午前9時から午後5時45分と する。

9 提出書類

乙は保守業務完了後、安全キャビネット性能試験結果等必要書類を各2部提出すること。

10 損害等

- (1) 乙は保守業務にあたり、当センター内の建物・工作物・備品類・その他に対して 損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、その都度補修、弁償等を行うものとする。 なお、その経費は乙の負担とする。
- (2)乙は保守業務中に、破損箇所等を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。

11 注意事項

この保守業務の場所(当センター3階)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」及び長崎県環境保健研究センター「病原体等取扱安全管理規程」に基づく管理区域であるので、作業にあたっては保健科職員の指示に従い、業務に支障のないよう十分注意すること。特に、2項に示したウイルス検査室、細菌第1検査室、細菌第2検査室、遺伝子第1検査室、保健第1実験室、保健第2実験室及び電子顕微鏡室以外の3階の実験室等に保健科職員の許可なく立ち入らないこと。また、衛生・火気の取扱いには十分な注意を払うこと。

なお、保守業務に伴う災害及び公害の防止については、作業場所の状況を十分把握し、 適切に処理すること。また、事故防止には十分留意すること。

- (1) 塵埃が発生した場合は、毎日の作業終了時に最低限の清掃を行うこと。また、廃 材が発生した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に基づい た適切な処分を行うこと。
- (2)保守業務に使用する器具類を当センター施設及び備品等にぶつけたり、あてたり しないこと。なお、損害等が起きた場合、10項のとおり対応すること。
- (3)液状及びゲル状の物質の使用にあたっては十分注意し、施設及び備品等に飛散させないこと。
- (4) 当センター建物内は全館禁煙であること。
- (5)保守業務のため当センター3階の管理区域に入退する際は、保健科職員立会いの もと、3階の階段踊り場に設置してある記録簿に氏名、入退時間等の記録を必ず行 い、甲が用意したシューカバーを使用するか、または上履きを乙は別途用意し、履 き替えること。
- (6) 2項に示したウイルス検査室、細菌第1検査室、細菌第2検査室、遺伝子第1検査室、保健第1実験室、保健第2実験室及び電子顕微鏡室以外の3階の実験室等に保健科職員の許可なく立ち入り、病原体等による感染事故等が起きた場合は、当センターは被事故者に対して責任を負わないものとすること。

12 その他

この仕様書に定めがないことで疑義や不明な点が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。